男女共同参画に関する市民アンケート

～調査の趣旨とご協力のお願い～

市民の皆様には、日ごろから市政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
廿日市市では、男女が社会のあらゆる分野で対等な構成員として、共に参画し、それぞれの個性や能力を十分に発揮しながら、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現に向けて、平成 17 年に「廿日市市男女共同参画プラン」を策定し、さまざまな施策を実施しています。
このたびプランの実施期間が平成 26 年度で終了することに伴い、第 2 次プランを策定するため、市民の皆様に男女共同参画に関する意識や問題点についてお考えを伺い、プラン策定のための基礎資料とさせていただく他、今後の男女共同参画施策に活かすため、市内に在住する 20 歳以上の男女の方から 3,000 人を無作為に選ばせていただき、アンケートを実施いたします。
お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

平成２５年１０月　　廿日市市長　眞野　勝弘

記入にあたってのお願い

- 記入にあたっては、原則として**封筒のあて名のご本人がお答えください。**
- このアンケート調査は無記名式ですので、アンケート用紙に名前を記入する必要はありません。ありのままを回答していただくようお願いします。
- **ボールペン、えんぴつ**などではっきりと記入してください。
- 質問ごとに当てはまる回答の番号を選び、その番号を○で囲んでください。○を付ける数は、質問中の指示にしたがってください。
- 回答していただく方が限られる質問もありますので、質問の前の指示にしたがってお答えください。指示のない質問については全員がお答えください。
- 回答が「その他」に当てはまる場合は、(　)内になるべく具体的にその内容をご記入ください。
- 記入していただいた調査票は同封の返信用封筒に入れ、**10月31日（木）まで**にポストに投函してください。その際、切手を貼る必要はありません。

※調査結果は統計的に処理し、個別の内容を発表することはありませんので、回答していただいた方にご迷惑をおかけすることは決してありません。

《記入にあたっての不明な点や調査についてのお問い合わせはこちらまでお願いします》

廿日市市　自治振興部　人権・男女共同推進課　啓発・推進係
ＴＥＬ：０８２９－３０－９１３６　　ＦＡＸ：０８２９－３２－１０５９

あなたご自身のことについておたずねします。

問(1)～(9)の項目について、それぞれ１つ選んで○をつけてください。

(1) 性別	1 男性　2 女性	
(2) 年齢	1 20歳～29歳　2 30歳～39歳 3 40歳～49歳　4 50歳～59歳 5 60歳～69歳　6 70歳以上	
(3) 配偶者の有無	1 結婚して、現在配偶者がいる（事実婚を含む） 2 結婚していない、又は、結婚していたが現在は配偶者がいない	
(4) 家族構成	1 ひとり暮らし（単身世帯）　2 夫婦だけ（1世代世帯） 3 親と子 2世代世帯）　4 親と子と孫（3世代世帯） 5 その他（　　）	
(5) 子ども	1 子どもがいる　2 子どもはいない	
(6) 一番下の子どもの年齢	1 乳児（3歳未満）　2 幼児（3歳～小学校入学前） 3 小学生　4 中学生以上	
(7) 職業	自営業主	1 農林漁業　2 商工サービス業 3 自由業（医者・弁護士など）
	自営業の家族従事者	4 農林漁業　5 商工サービス業 6 自由業（医者・弁護士など）
	被雇用者（雇われている人）	7 会社員・公務員・その他勤め人 8 パート・アルバイト
	その他	9 内職　10 家事専念 11 学生　12 無職
(8) 職場の場所	1 廿日市市内　2 廿日市市外	
(9) お住まいの地域	1 廿日市地域　2 佐伯地域　3 吉和地域 4 大野地域　5 宮島地域	

男女の社会的地位などについておたずねします。

問１　あなたは、次にあげる分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。(1)～(8)の項目について、それぞれ１つ選んで○をつけてください。

項　　目	女性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば女性の方が優遇されている	平等になっている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	男性の方が非常に優遇されている	わからない
(1)　家庭生活で	1	2	3	4	5	6
(2)　職場で	1	2	3	4	5	6
(3)　学校教育の場で	1	2	3	4	5	6
(4)　地域活動の場で	1	2	3	4	5	6
(5)　政治の場で	1	2	3	4	5	6
(6)　法律や制度の上で	1	2	3	4	5	6
(7)　社会通念・慣習・しきたりなどで	1	2	3	4	5	6
(8)　社会全体で	1	2	3	4	5	6

問２　今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために最も重要と思うことは何ですか。次の中から１つ選んで○をつけてください。

1　法律や制度の上での見直しを行い、女性差別につながるものを改めること
2　女性・男性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること
3　女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること
4　女性の就業、社会参画を支援する施設やサービスの充実を図ること
5　政府や企業などの重要な役職に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実すること
6　わからない
7　その他（　　）

家庭生活全般についておたずねします。

問３　あなたのご家庭では、次にあげる家事などは主にどなたの役割ですか。
(1)～(9)の項目について、それぞれ１つ選んで○をつけてください。

項　　目	主に自分の役割である	主に配偶者の役割である	自分と配偶者で分担している	家族全員で分担している	特に決まっていない	その他
(1)　食事の準備	1	2	3	4	5	(　　)
(2)　食事の後かたづけ、食器洗い	1	2	3	4	5	(　　)
(3)　掃除・洗濯	1	2	3	4	5	(　　)
(4)　ごみ出し	1	2	3	4	5	(　　)
(5)　日常の買い物	1	2	3	4	5	(　　)
(6)　育児	1	2	3	4	5	(　　)
(7)　地域行事への参加	1	2	3	4	5	(　　)
(8)　高齢者などの介護	1	2	3	4	5	(　　)
(9)　物の修理、修繕	1	2	3	4	5	(　　)

問４　男女がともにあらゆる場面（家事、育児、介護、地域活動など）に積極的に参加していくためにはどのようなことが必要だと思いますか。
次の中から３つ以内で選んで○をつけてください。

1　男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと
2　男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと
3　夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること
4　まわりの人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること
5　社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域活動についても、その評価を高めること
6　労働時間短縮や休暇制度の普及により、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること
7　家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと
8　研修や講座の開催により、家事や子育て、介護等の技能を高めること
9　子育てや介護、地域活動を行うための、仲間（ネットワーク）作りをすすめること
10　家庭や地域活動と仕事の両立などの問題について、相談しやすい窓口を設けること
11　わからない
12　その他（　　）

就労についておたずねします。

問５　あなたは、一般的に女性が職業をもつことについて、どのように思いますか。次の中から１つ選んで○をつけてください。

1　職業をもたない方がよい（家事専念型）

2　結婚するまでは、職業をもつ方がよい（結婚退職型）

3　子どもができるまでは、職業をもつ方がよい（出産退職型）

4　結婚・出産に関わらず、ずっとフルタイムで職業を続ける方がよい（職業継続型）

5　子どもができたら辞め、大きくなったら再び職業をもつ方がよい（再就職型）

6　家事・育児に影響がない程度で。パートタイマーやアルバイトをする方がよい（家事優先型）

7　その他（　　）

問６　あなたの今の職場では、男女の扱いについて、平等になっていると思いますか。(1)～(6)の項目について、それぞれ１つ選んで○をつけてください。

項　　目	女性の方が優遇されている	どちらかといえば女性の方が優遇されている	平等になっている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	男性の方が優遇されている	わからない
(1)　募集や採用	1	2	3	4	5	6
(2)　昇進・昇格・評価	1	2	3	4	5	6
(3)　職務内容	1	2	3	4	5	6
(4)　教育訓練・研修	1	2	3	4	5	6
(5)　福利厚生	1	2	3	4	5	6
(6)　有給休暇の取得	1	2	3	4	5	6

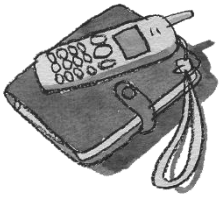

問７　あなたは、次にあげる制度をご存知ですか。また利用したことがありますか。(1)～(2)の項目について、それぞれ１つ選んで○をつけてください。

	知っており、利用したことがある	知っているが、利用したことはない	知らなかった
(1)「育児休業制度」 （働く男女が原則として１歳未満の子どもを養育するために休業できる制度）	1	2	3
(2)「介護休業制度」 （働く男女が家族を介護するために休業できる制度）	1	2	3

問７−1　へ

問７で「知っているが利用したことがない」と答えた方におたずねします。

問 7-1　あなたがこれらの休暇を取得しなかったのはどのような理由ですか。取得しなかった休暇について、次の中から、あてはまるものすべてに○をつけてください。

項　　目	育児休業	介護休業
(1) 育児や介護が必要になったことがないから		
(2) 休暇の制度がないから		
(3) 仕事が忙しく、休める状況ではなかったから		
(4) 職場に休みにくい雰囲気があった（上司や同僚がいやな顔をするから）		
(5) 経済的な理由（休業補償がない、昇給に影響するなど）から		
(6) 配偶者が休暇を取得したから		
(7) 配偶者が育児や介護を行ったから		
(8) 昇進・昇格が遅れるから		
(9) 元の職場に戻れるかどうかが不安だから		
(10) 休暇中に仕事の能力が低下するのが不安だから		
(11) 育児や介護が必要になったときには、まだ制度がなかったから		
(12) 休業の取得を理由に解雇されそうだから		

問８　男女が共に、仕事と家庭を両立していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中からあてはまるものすべてを選んで○をつけてください。

１　労働時間の短縮
２　短時間勤務、在宅勤務やフレックスタイム（時差勤務）の普及
３　家族や配偶者の家事・子育て・介護への参加・協力
４　保育施設やサービス（通常保育や一時保育、病児保育などの保育サービス）の充実
５　介護施設やサービス（デイサービス、配食サービスなど）の充実
６　育児・介護のための休暇・休業を取りやすい職場環境
７　育児・介護休業中の給付金の充実
８　結婚・出産・子育てなどによる退職後の再雇用制度の普及
９　わからない
10　その他（　　）

子育て・教育についておたずねします。

問９　あなたは、子どもの育て方についてどのように思いますか。
(1)～(4)の項目について、それぞれ１つ選んで○をつけてください。

項　　目	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	わからない
(1) 男女とも経済的自立ができるように育てる	1	2	3	4	5
(2) 男女とも家事ができるように育てる	1	2	3	4	5
(3) 男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる	1	2	3	4	5
(4) 性別に関わらず子どもの個性を大切に育てる	1	2	3	4	5

家族の中に介護を要する人がいる方におたずねします。

問10　あなたの配偶者は介護に協力的ですか。次の中から１つ選んで○をつけてください。

1　非常に協力的である
2　協力的である
3　どちらともいえない
4　あまり協力的でない
5　まったく協力してくれない
6　配偶者はいない
7　その他（　　）

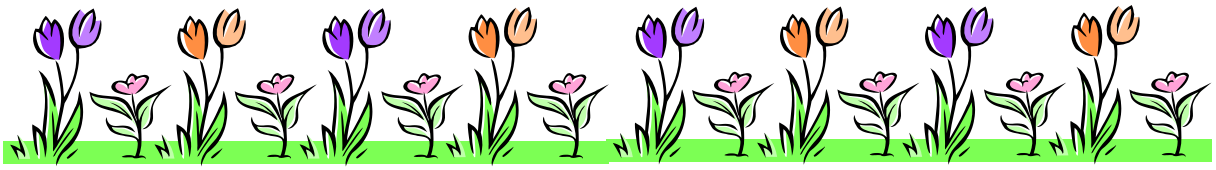

仕事と家庭や地域生活、個人の生活のバランスについておたずねします。

問 11　あなたの希望に最も近いものを、次の中から１つ選んで○をつけてください。

1	「仕事」を優先したい
2	「家庭や地域生活」を優先したい
3	「個人の生活」を優先したい
4	「仕事」と「家庭や地域生活」をともに優先したい
5	「仕事」と「個人の生活」をともに優先したい
6	「家庭や地域生活」と「個人の生活」をともに優先したい
7	「仕事」と「家庭や地域生活」と「個人の生活」の３つとも優先したい
8	わからない

問 12　あなたの現実（現状）に最も近いものを、次の中から１つ選んで○をつけてください。

1	「仕事」を優先している
2	「家庭や地域生活」を優先している
3	「個人の生活」を優先している
4	「仕事」と「家庭や地域生活」をともに優先している
5	「仕事」と「個人の生活」をともに優先している
6	「家庭や地域生活」と「個人の生活」をともに優先している
7	「仕事」と「家庭や地域生活」と「個人の生活」の３つとも優先している
8	わからない

問 13　あなたには、今後の地域活動等への参加について、何か支障になるようなことがありますか。次の中からあてはまるものすべてを選んで○をつけてください。

1	仕事が忙しく時間がない
2	家事・育児が忙しく、時間がない
3	子どもの世話を頼めるところがない
4	親や病人の介護を頼めるところがない
5	自分の健康や体力に自信がない
6	自分のやりたい活動をしているグループや団体を知らない
7	身近なところに活動する場所がない
8	活動の時間帯が合わない
9	経済的な余裕がない
10	配偶者や家族の理解が得られない
11	これまで参加していたが、経済状況の変化により参加できなくなった。
12	特に支障はない
13	地域活動、社会活動に関心がない
14	その他（　　）

ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）などについておたずねします。

配偶者や恋人など、パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）が社会問題になっています。

問 14　あなたは、配偶者や恋人の間で、行われる次のような行為をしたこと、されたことがありますか。
(1)～(７)の項目について、それぞれ１つ選んで○をつけてください。

項　目	したことがある	両　方	されたことがある	経験はない
(1) 外出や人との付き合いを監視したり、制限する	1	2	3	4
(2) 殴る、蹴るなどの暴力を振るう	1	2	3	4
(3) ののしる、大声でどなる	1	2	3	4
(4) 何を言っても長時間無視し続ける	1	2	3	4
(5) 相手が嫌がっているのに、性的な行為を要求する	1	2	3	4
(6) 生活費を渡さない、外で働くことを妨害する	1	2	3	4

問 15　あなたは、この 5 年間で、配偶者や恋人との間で次のような行為を経験したことがありますか。次の中からあてはまるものすべてを選んで○をつけてください。

1　暴力を振るったことがある
2　命の危険を感じるほどの暴力を受けたことがある
3　医師の治療が必要となるほどの暴力を受けたことがある
4　医師の治療は必要ない程度の暴力を受けたことがある
　　} **問 15-1 へ**
5　暴力について、このような経験はない

問 15 で「２～４」と答えた方におたずねします。

問 15-1　あなたは、これまで配偶者や恋人から受けた暴力について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。
次の中からあてはまるものすべてを選んで○をつけてください。

1	親族に相談した
2	友人・知人に相談した
3	公的機関に相談した
4	民間の機関（弁護士会等）に相談した
5	どこ（だれ）にも相談しなかった

問 16　このような夫婦間や親しい男女間の暴力を防ぐために、どのような取組が必要だと思いますか。次の中から３つ以内で選んで○をつけてください。

1	専門知識を持った者による相談体制を整備する
2	相談担当者に女性を増やすなど、被害を受けた女性が届けやすい環境をつくる
3	被害を受けて悩んでいる人へ情報を提供する
4	行政や警察が啓発活動を積極的に行い、配偶者や恋人などからの暴力に対する世論を高める
5	家庭・学校における男女平等や人権についての教育を充実させる
6	加害者に対するカウンセリングを行う
7	法律・制度の制定や見直しを行う
8	被害者が一時的に逃れることのできるシェルター（避難所）を設置する
9	個人的な問題なので特に対応の必要はない
10	わからない
11	その他（　　）

問 17　あなたの身近なところ（職場・学校・地域）でセクシュアル・ハラスメント（相手の意に反する性的な言動）を見たり、聞いたりしたことはありますか。
次の中から１つ選んで丸を付けてください。

１	自分自身が受けたことがある	問 17-1 へ
２	自分に身近な女性が受けたことがある	
３	自分に身近な男性が受けたことがある	
４	ない	
５	わからない	

問 17 で「１～３」と答えた方におたずねします。

問 17-1　そのセクシュアル・ハラスメントはどこで行われましたか。
次の中からあてはまるものすべてを選んで○をつけてください。

１	職場で
２	学校で
３	地域で
４	その他（　　）

健康管理についておたずねします。

問 18　あなたは健康診断やガン検診を受けていますか。
次の中から、あてはまるもの１つ選んで○をつけてください。

１	定期的に毎年受けている	
２	ときどき受けている	
３	この３～４年受けていない	問 18-1 へ
４	ほとんど受けていない	

問 18 で「３・４」と答えた方におたずねします。

問 18-1　あなたが健康診断やガン検診を受診していない理由はなぜですか。
次の中から、３つ以内で選んで○をつけてください。

１	受診する機会がないから
２	検（健）診の受け方（手続き・場所など）がわからないから
３	家事・育児・介護などが忙しく、受診する時間がないから
４	仕事が忙しく、受診する時間がないから
５	医者にかかっているから
６	病気だと診断されるのがこわいから
７	費用がかかるから
８	特に必要ないから
９	その他（　　）

これから重点的に取り組むべきことについておたずねします。

問 19　「男女共同参画社会」を実現していくために、これから市民の皆様と共に重点的に取り組むべきことは何ですか。
次の中からあてはまるものすべてを選んで○をつけてください。

1　広報紙や講演会などによる男女の平等と相互理解についての啓発
2　学校などにおける男女平等の意識づくり
3　社会教育・生涯学習の場での学習の充実
4　審議会など政策・方針決定過程への女性の積極的登用
5　リーダー養成など女性の人材育成の推進
6　再就職に役立つ学習機会や相談事業など女性の就労支援
7　職場における男女均等な取り扱いについての周知徹底
8　保育サービスや学童保育などの子育て支援の充実
9　介護サービスの充実
10　各国の女性との交流や情報提供など国際交流の推進
11　女性のための相談体制の充実
12　男性のための相談体制の充実
13　ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口や被害者のための施設の設置
14　検（健）診体制や相談など健康に関わる事業の充実
15　女性の生き方に関する情報提供や交流の場、相談や学習ができるセンター機能の充実
16　ひとり親家庭の自立支援
17　町内会など、地域コミュニティ活動における男女共同参画の推進
18　その他（　　）

問20　あなたは、次にあげる男女共同参画に関する項目を知っていますか。
(1)～(9)それぞれの項目について、１つを選んで○をつけてください。

項　　目	よく知っている	内容（意味）を多少は知っている	名称（言葉）は知っている	全く知らない
(1) 男女共同参画社会	1	2	3	4
(2) ポジティブ・アクション(積極的改善措置)	1	2	3	4
(3) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	1	2	3	4
(4) 男女共同参画社会基本法	1	2	3	4
(5) 男女雇用機会均等法	1	2	3	4
(6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ＤＶ防止法）	1	2	3	4
(7) おんなとおとこの市民フォーラム in はつかいち	1	2	3	4

「男女共同参画社会」を実現していくまちづくりについて、ご意見、ご要望、あなたが経験されたこと、感じていることなど、なんでも結構ですので自由に記入してください。

アンケートはこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

この調査票を同封の返信用封筒に入れ、
切手を貼らずにポストに投函してください。

男女共同参画に関する事業所アンケート

調査の趣旨とご協力のお願い

日ごろから市政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
廿日市市では、男女が社会のあらゆる分野で対等な構成員として、共に参画し、それぞれの個性や能力を発揮しながら、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現にむけて、平成１７年に「廿日市市男女共同参画プラン」を策定し、さまざま施策を実施しています。

このたび、プランの実施期間が平成２６年度で終了することにともない、第２次プラン策定のため、５年に１度の「男女共同参画に関する事業所アンケート」を実施いたします。

そこでいただいた状況や問題点を計画策定のための基礎資料とさせていただくほか、今後の男女共同参画施策に活かして行きます。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

平成２５年１０月　　廿日市市長　眞野　勝弘

調査票記入にあたってのお願い

- この調査票は、経営者（代表者）・支社（店）の責任者または人事・労務担当の方に記入をお願いします。
- この調査票は、当該事業所の状況をお答えください。
- このアンケート調査は記名式ですが、事業所名は追加の聞き取り調査が必要な場合の連絡用にのみ利用させていただきます。市全体の状況調査を目的としていますので、結果は統計的に処理し、個別の内容を発表することはありません。回答していただいた事業所にご迷惑をおかけすることは決してありませんので、ありのままをお答えください。
- ボールペン、えんぴつなどではっきりと記入してください。
- 回答を選択肢から選ぶ質問は、当てはまる回答の番号を選び、その番号を〇で囲んでください。〇を付ける数は、質問中の指示にしたがってください。
- 回答していただく方が限られる質問もありますので、質問の前の指示にしたがってお答えください。指示のない質問については全員がお答えください。
- 回答が「その他」に当てはまる場合は、（　）内になるべく具体的にその内容をご記入ください。
- 記入していただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れ、　１０月３１日（木）までにポストに投函してください。その際、切手を貼る必要はありません。

◇ 記入にあたっての不明な点や調査についてのお問い合わせはこちらまでお願いします。

廿日市市　自治振興部　人権・男女共同推進課　啓発・推進係

ＴＥＬ：０８２９－３０－９１３６　　ＦＡＸ：０８２９－３２－１０５９

最初に、事業所の名称などについておたずねします。

問１　次の(1)～(6)の項目について、それぞれお答えください。

名　　称 (1)　所　在　地 電 話 番 号	広島県廿日市市
(2)　業　　種	１　農業・林業・漁業　　２　建設業 ３　製造業　　４　運輸・通信業 ５　電気･ガス･熱供給･水道業　　６　金融・保険業 ７　卸売・小売業・飲食店　　８　不動産業 ９　サービス業　　10　その他（　　）
(3)　従 業 者 数	人（男　　人、女　　人） うち　パート・臨時等（男　　人、女　　人）
(4)　管理職人数	部長相当職　　人（男　　人、女　　人） 課長相当職　　人（男　　人、女　　人） 係長相当職　　人（男　　人、女　　人）
(5)　平 均 年 齢	全　体　　歳 性別毎　（男　　歳、　女　　歳）
(6)　平均勤続年数	全　体　　年 性別毎　（男　　年、　女　　年）

※平成 25 年(2013 年)4 月 1 日現在のデータでお答えください。
4 月 1 日での回答が困難な場合は、回答時点でのデータでも構いません。

雇用管理についておたずねします。

問２　現在、あなたの事業所では、男女の扱いについて、平等になっていると思いますか。
（１）～(10)の項目について、それぞれ１つを選んで○をしてください。

項　　目	女性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば女性の方が優遇されている	平等になっている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	男性の方が非常に優遇されている
（１）　募集や採用	1	2	3	4	5
（２）　賃金	1	2	3	4	5
（３）　人事考課・評価	1	2	3	4	5
（４）　昇進・昇格	1	2	3	4	5
（５）　幹部職員への登用	1	2	3	4	5
（６）　職務内容	1	2	3	4	5
（７）　教育訓練・研修	1	2	3	4	5
（８）　退職・解雇	1	2	3	4	5
（９）　福利厚生	1	2	3	4	5
(10)　有給休暇の取得	1	2	3	4	5

ポジティブ・アクション（＊１）についておたずねします。

問３　あなたの事業所では、男女間の格差を解消するためにポジティブ・アクション（積極的改善措置）を何か行っていますか。
次の中から１つを選んで○をしてください。

１　既に取り組んでいる　→　**問４**　へ

２　今後取り組むこととしている
３　今のところ取り組む予定はない　→　**問５**　へ

＊1　ポジティブ・アクション（積極的改善措置）　とは
性別による固定的な役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に事実上生じている差があるとき、それを解消しようと企業が行う自主的かつ積極的な取組。

問４　問３で「１　既に取り組んでいる」と答えた方におたずねします。

問４　その取組はどのような内容のものですか。
次の中からあてはまるものすべてを選んで○をしてください。

1　女性が職場で十分に能力を発揮することができるよう担当部局を定め、担当者・責任者を選任する等、事業所内の推進体制を整備している
2　女性の能力発揮の状況や、能力を発揮するための問題点について調査・分析を行っている
3　女性が職場で十分に能力を発揮することができるよう、具体的な取組について計画を策定している
4　女性がいない、または少ない職務について、意欲と能力ある女性を積極的に採用している
5　女性がいない、または少ない職務・役職について、意欲と能力ある女性を積極的に登用している
6　女性がいない、または少ない職務・役職に女性が従事するため、教育訓練を積極的に実施している
7　男性従業員に対し、女性の能力発揮の重要性についての啓発を行っている
8　性別による評価を行うことがないよう、人事考課基準を明確に定めている
9　体力面での個人差を補う器具、設備等を設置する等、働きやすい職場環境を整備している
10　仕事と家庭との両立を支援する制度を導入している
11　男女の役割分担意識に基づく慣行の見直し等、職場環境・風土を改善している
12　その他（　　）

問３で、「２　今後取り組むこととしている」、または「３　今のところ取り組む予定はない」と答えた方におたずねします。

問５　現在取り組んでいないのはどのような理由からですか。
次の中からあてはまるものすべてを選んで○をしてください。

1　日常の業務が忙しい、コストの上昇につながるなど経営上の理由で、対応する余裕がない
2　事業所にとってのメリットが期待できない
3　男性からの理解が得られない
4　女性の職業意識が低いなど効果が期待できない
5　ポジティブ・アクションの手法がわからない
6　すでに男女間の格差は解消しており、女性が十分に能力を発揮し活躍しているので、取り組む必要がない
7　その他（　　）

セクシュアル・ハラスメント（＊２）の防止についておたずねします。

問６　あなたの事業所では、セクシュアル・ハラスメントの防止のための取組を何か行っていますか。次の中から１つを選んで○をしてください。

１	既に取り組んでいる。	→	**問７　へ**
２	今後取り組むこととしている。	→	**問８・問９　へ**
３	今のところ取り組む予定はない。	→	**問８　へ**

＊２　セクシュアル・ハラスメント　とは
性的嫌がらせ。
相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。

問６で「１　既に取り組んでいる。」と答えた方におたずねします。

問７　その取組はどのような内容のものですか。
次の中からあてはまるものすべてを選んで○をしてください。

１　就業規則、労働協約等の書面で、セクシュアル・ハラスメント防止についての方針を明確化し、従業員に周知している
２　広報、啓発資料の作成・配布を行っている
３　ミーティング時などを利用してセクシュアル・ハラスメント防止の周知や人権問題についての従業員教育を行っている
４　セクシュアル・ハラスメントに係る相談窓口・苦情窓口を設置している
５　相談窓口担当者に対する研修を行っている
６　その他（　　）

問６で、「２　今後取り組むこととしている」「３　今のところ取り組む予定はない」と答えた方におたずねします。

問８　現在取り組んでいないのはどのような理由からですか。
次の中からあてはまるものすべてを選んで○をしてください。

１　日常の業務が忙しく、対応する余裕がない
２　具体的な取組の方法がわからない
３　日頃きちんと人権教育を行っているので、セクシュアル・ハラスメントが起こるとは考えられない
４　その他（　　）

問６で「２ 今後取り組むこととしている」と答えた方におたずねします。

問９　取り組もうと考えているのはどのような理由からですか。
次の中からあてはまるものすべてを選んで〇をしてください。

１　従業員の意識改革には時間がかかるため、早急に取り組みたいと考えている
２　セクシュアル・ハラスメントが発生した場合、会社・事業所の信用失墜につながるため、危機管理の一環として早急に取り組む必要を感じている
３　セクシュアル・ハラスメントのない働きやすい職場の実現は、事業主の義務だと考えているので、早急に取り組みたいと考えている
４　その他（　　）

ワーク･ライフ・バランス（仕事と生活の調和）についておたずねします。

問 10　ワーク・ライフ・バランスについて知っていますか。
次の中から１つを選んで〇をしてください。

１　よく理解している。
２　だいたい理解している。
３　聞いたことはあるが、内容はよく知らない。
４　知らない

問 11　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を事業所で推進していくことについてどのようにお考えですか。次の中から１つを選んで〇をしてください。

１　必要。
２　どちらかといえば必要。
３　あまり必要ではない。
４　分からない

「仕事と家庭の調和が実現した社会」　とは

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が、選択、実現できる社会」である。

～内閣府「仕事と生活の調和憲章」より～

問 12　あなたの事業所で次の項目の中で取り組みをしているものがありますか。
あてはまるものすべてに〇をしてください。

1	短時間勤務制度。
2	所定外労働時間の免除
3	始業、就業時間の繰り下げ、繰り上げ
4	フレックスタイム制度
5	在宅勤務
6	就業形態の変更
7	再雇用制度
8	産前、産後休暇制度
9	休養中の手当て支給
10	子ども、家族のための看護休暇
11	時間、半日単位の有給休暇
12	資格取得などの自己啓発のための休暇
13	健康維持増進のための休暇
14	ボランティア（社会貢献）休暇中の経済的支援
15	勤務時間、勤務地、担当業務についての希望聴取
16	育児介護休業中の経済的支援
17	自己啓発、健康維持（増進）、社会貢献のための休暇中の経済的支援
18	その他（　　）
19	特になし

問 13　あなたの事業所では、次世代育成支援事業主行動計画（＊３）を策定していますか。
次の中から１つを選んで〇をしてください。

1	策定済み
2	策定中
3	策定予定
4	未定

＊３　次世代育成支援事業主行動計画　とは

従業員の仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する計画です。次世代育成支援対策推進法が平成１７年４月施行されました。この法律に基づき、３０１人以上（平成２３年４月１日以降は１０１人以上）の労働者を雇用する事業主は、労働者の仕事と家庭の　両立を図るために必要な雇用環境の整備などについて「一般事業主行動計画」を策定し、その旨を都道府県労働局雇用均等室に届け出る義務があります。また、３００人以下（平成２３年４月１日以降は１００人以下の場合も、同様に行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局雇用均等室に届け出るよう努めなければなりません。

問 14　あなたの事業所では、男女がともに育児、介護をしながら働くことについての取組状況についてお聞きします。
次の中からあてはまるものすべてを選んで○をしてください。

1　就業規則に育児、介護に関する規定がある
2　法律（＊）の枠内の育児・介護休業制度を設けている
3　従業員が 100 人以下の事業所で次の制度を設けている
　・介護休暇制度、
　・短時間勤務等の措置（短時間勤務制度、フレックスタイム制（＊）、始業・終業時刻の繰上げ・繰り下げ制度（＊）、介護費用の援助措置）
　・所定外労働の免除
4　法律（＊）の枠を超える育児・介護休業制度を設けている。
5　育児等の手当てを支給している
6　事業所内に託児施設を設けている
7　その他（　　）
8　特に何もしていない

＊**法律**：育児休業や介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律。
＊**フレックスタイム制**：１か月以内の一定の期間内の総労働時間を定めておき、労働者がその範囲内で各日の始業及び就業の時刻を自由に選択して働くことをいいます。
＊**始業、終業時刻の繰上げ、繰り下げ制度**：１日の所定労働時間を変更することなく、始業または終業の時刻を繰り上げまたは繰り下げて働くことをいいます。

問 15　あなたの事業所で、育児休業制度、介護休業制度を定着させるためには、今後どのような取組が必要だと思いますか。
次の中からあてはまるものすべてを選んで○をしてください。

1　休業取得者の代替要員を確保すること
2　休業取得者に対する職場復帰プログラムを実施すること
3　男性労働者に対する意識啓発を行うこと
4　女性労働者に対する意識啓発を行うこと
5　その他（　　）

問 16　両立支援助成金（＊４）のことを知っていますか。
次の中から１つを選んで○をしてください。

１	よく理解している。
２	だいたい理解している。
３	聞いたことはあるが、内容はよく知らない。
４	知らない

問 17　この助成金を受けてみたいと思いますか。
次の中から１つを選んで○をしてください。

１	受けてみたい。
２	受けてみたいとは思わない　→　**問 18 へ**
３	わからない。

問 17 で「２　受けてみたいとは思わない」と答えた方におたずねします。

問 18　それはどのような理由からですか。
次の中からあてはまるものすべてを選んで○をしてください。

１	日常の業務が忙しく、対応する余裕がない。
２	具体的な手続きの方法がわからない。
３	事業所にとってのメリットが期待できない。
４	その他（　　）

＊４「両立支援助成金」

仕事と子の養育又は家族の介護を行う労働者へ仕事と家庭を両立させるための助成金制度があります。
詳細や支給申請については広島労働局雇用均等室
（広島市中区上八丁堀 6 番 30 号広島合同庁舎第 2 号館　℡082-221-9247）へお問い合わせください。
厚生労働省のホームページ（http://www. mhlw.go.jp/）もご覧下さい。
トップページ>分野別の政策＞子ども･子育て＞職場における子育て支援＞事業主の方へ
＞事業主の方への給付金のご案内

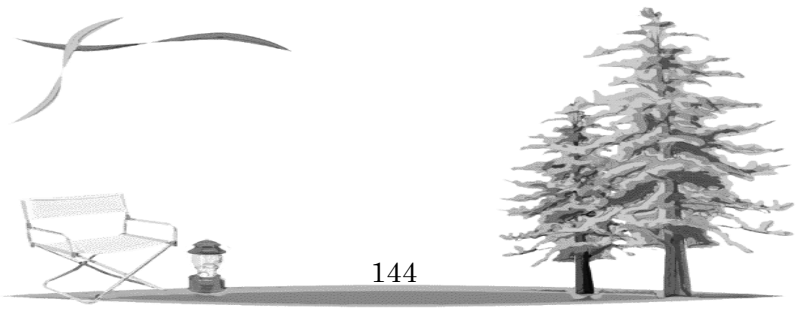

市として重点的に取り組むべきことについておたずねします。

問 19　今後、事業所の「男女共同参画」を実現していくために、市として重点的に取り組むべきことは何ですか。次の中から３つ以内で選んで○をしてください。

1	情報誌やパンフレットなどによる男女共同参画に関する啓発の充実
2	女性の社会的自立をめざす講座やセミナーの開催
3	事業所が行う研修会等への講師の派遣、紹介
4	職場における男女の平等な取扱いの周知徹底
5	女性の就労機会の確保、女性の職業教育・訓練の機会の充実
6	保育施設や保育サービスの充実
7	高齢者や病人のための施設や介護サービスの充実
8	事業所や女性のための相談機関の充実
9	男女の平等な雇用・労働条件確保のための指導強化
10	その他（　　）

「男女共同参画社会」を実現していくまちづくりについて、ご意見・ご要望などがありましたら、自由に記入してください。

アンケートはこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

この調査票を返信用封筒に入れ、
切手を貼らずにポストに投函してください。

男女共同参画に関する中学生・高校生アンケート

ご協力のお願い

みなさん、こんにちは。廿日市市役所人権・男女共同推進課です。

みなさんは「男女共同参画社会」という言葉を聞いたことがあるでしょうか？

「男女共同参画社会」とは、男女がそれぞれの個性や能力を十分に発揮して、互いにいきいきと暮らすことのできる社会のことです。

廿日市市では「廿日市市男女共同参画プラン」を平成１７年に策定し、「男女共同参画社会」の実現に向けていろいろな事業を推進しています。

このアンケートは、みなさんの考えをお聞きして第２次プラン策定の基礎資料、また、これからの市の取り組みなどの参考にするために廿日市市内の中学２年生と高校２年生を対象に、実施するものです。

ご協力をお願いします.

平成２５年１１月

アンケートを記入するときのお願い

- このアンケート調査に自分の名前を書く必要はありません。
  また、みなさんが書かれた個別の内容を発表することはありませんので、
  ありのまま、思ったままを回答してください。
- **黒のボールペンかえんぴつ**ではっきりと記入してください。
- 質問ごとに当てはまる回答の番号を選び、その番号を〇で囲んでください。
  〇をつける数は、質問中の指示にしたがってください。
- 考えても分からない場合は空白にせずに「わからない」に〇をつけてください。
- 回答が「その他」にあてはまる場合は、後ろの（　）の部分になるべく具体的に
  その内容を記入してください。

廿日市市　自治振興部　人権・男女共同推進課　啓発・推進係
ＴＥＬ：０８２９－３０－９１３６

最初に、あなたご自身のことについておたずねします。

問１　次の⑴～⑷のことについて、あなた自身にあてはまるものを、それぞれ１つ選んで〇をつけてください。

⑴ 性　　別	１　男　　２　女
⑵ 学　　年	１　中学２年生　　２　高校２年生
⑶ いっしょに住んでいる人	１　ひとり暮らし（下宿や寮（りょう）など） ２　兄弟姉妹と親　または　親 ３　兄弟姉妹と親と祖父母　または　親と祖父母 ４　その他
⑷ 住んでいる地域	１　廿日市地域　　２　佐伯地域 ３　吉和地域　　４　大野地域 ５　宮島地域　　６　廿日市市外

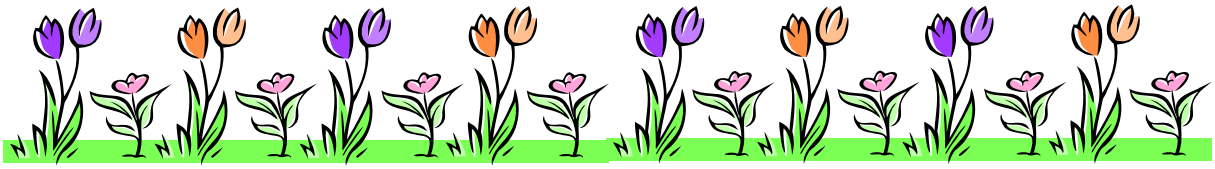

男女平等について、おたずねします。

問２　あなたは、次にあげる分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。
(1)～(5)について、それぞれ１つを選んで○をつけてください。

	女性の方がとても優遇（ゆうぐう）されている	どちらかといえば女性の方が優遇されている	平等になっている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	男性の方がとても優遇されている	わからない
(1) 家庭の中で	1	2	3	4	5	6
(2) 学校の中で	1	2	3	4	5	6
(3) 政治の中で（国会議員や市議会議員など）	1	2	3	4	5	6
(4) 法律や制度の中で	1	2	3	4	5	6
(5) 慣習、しきたりなどで	1	2	3	4	5	6
(6) 社会全体で	1	2	3	4	5	6

問３　あなたは、次にあげるような学校生活の場面の中で、男女の扱いが平等になっていると思いますか。(1)～(4)について、それぞれ１つを選んで○をつけてください。

	女性の方がとても優遇されている	どちらかといえば女性の方が優遇されている	平等になっている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	男性の方がとても優遇されている	わからない
(1) 学級や生徒会の役員を決めるとき	1	2	3	4	5	6
(2) そうじや給食配膳などの仕事をするとき	1	2	3	4	5	6
(3) 部活動のとき	1	2	3	4	5	6
(4) 授業のとき	1	2	3	4	5	6

家庭での家事などの分担について、おたずねします。

問４　あなたの家庭では、次の家事などは主にだれの役割ですか。
(1)～(11)について、それぞれ１つを選んで○をつけてください。

	主に母親の役割である	主に父親の役割である	母親と父親で分担している	家族全員で分担している	特に決まっていない	あてはまる仕事が自分の家庭にない	その他
（1） 食事の準備	1	2	3	4	5	6	（　　）
（2） 食事の後かたづけ、食器洗い	1	2	3	4	5	6	（　　）
（3） そうじ・せんたく	1	2	3	4	5	6	（　　）
（4） ごみ出し	1	2	3	4	5	6	（　　）
（5） 日常の買物	1	2	3	4	5	6	（　　）
（6） 小さい子どもの育児	1	2	3	4	5	6	（　　）
（7） 礼儀（れいぎ）などのしつけ	1	2	3	4	5	6	（　　）
（8） 進路や教育方針の決定	1	2	3	4	5	6	（　　）
（9） 町内会など地域行事への参加	1	2	3	4	5	6	（　　）
(10) 高齢者などの介護（かいご）	1	2	3	4	5	6	（　　）
(11) 物の修理・修繕	1	2	3	4	5	6	（　　）

あなたの将来のことなどについて、おたずねします。

問５　あなたは、これからの男女のあり方が、どのようになればよいと思いますか。
次にあげる、⑴～⑷について、それぞれ１つを選んで○をつけてください。

	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	わからない
⑴　男女とも経済的自立ができるようになるのがよい	1	2	3	4	5
⑵　男女とも家事ができるようになるのがよい	1	2	3	4	5
⑶　男は男らしく、女は女らしく生きていくのがよい	1	2	3	4	5
⑷　性別に関わらず個性に応じて生きていくのがよい	1	2	3	4	5

問６　一般的に女性が職業をもつことについて、あなたの考えは次のうちのどれですか。
次の中から１つを選んで○をつけてください。

１　職業をもたない方がよい（家事専念型）
２　結婚するまでは、職業をもつ方がよい（結婚退職型）
３　子どもができるまでは、職業をもつ方がよい（出産退職型）
４　結婚・出産に関わらず、ずっとフルタイムで職業を続ける方がよい（職業継続型）
５　子どもができたら辞め、大きくなったら再び職業をもつ方がよい（再就職型）
６　家事・育児に影響がない程度で。パートタイマーやアルバイトをする方がよい（家事優先型）
７　その他（　　）

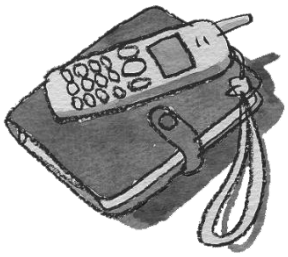

デートＤＶについておたずねします。

「デートＤＶ」とは恋人の間で起きる問題です。
夫婦の間で起きるＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）と同じで、
男女が対等の関係ではなく、一方が力で相手を自分の思うようにする
（支配する）ことで、社会問題になっています。

問７　あなたは、恋人同士で起こる次のような行為をしたこと、されたことがありますか。
(1)～(8)について、それぞれ１つを選んで○をつけてください。

項　　目	したことがある	両方ある	されたことがある	経験はない
(1) メールを勝手に見たり、メールアドレスを勝手に消したりする。	1	2	3	4
(2) 友人との付き合いに干渉したり、付き合うことを認めなかったりする。	1	2	3	4
(3) つきまとったり、信じられない回数や内容のメールなどをする。	1	2	3	4
(4) なぐる、けるなどの暴力をふるう。	1	2	3	4
(5) 大声でどなる。	1	2	3	4

男女共同参画社会を実現するために必要なことについておたずねします。

問８　あなたは、今後、男女が社会のあらゆる分野（仕事、家庭、学校、地域活動、政治など）でもっと平等になるために重要だと思うことは何ですか。
次の中から特に強く思うものを３つ以内で選んで○をつけてください。

1　法律や制度の上での見直しを行い、性差別につながるものを改めること

2　男女の役割分担についての社会全体の考え方、様々な偏見（へんけん）や慣習、しきたりを改めること

3　女性が経済力をつけたり、知識・技術をもつなど、積極的に力をつけること

4　政府や企業などの重要な役職に一定の割合で女性が就任（しゅうにん）できるようにする制度を採用したり充実したりすること

5　仕事中心という社会全体の仕組みを改めること

6　夫婦の間で家事などの分担をするように十分に話し合うこと

7　男性が家事や育児などができるよう力をつけること

8　仕事と家庭の両立ができるように、その手助けをするための施設をつくったり、サービスを行うこと

9　その他（　　）

10　わからない

みなさんの自由な意見を書いてください。

最後に、あなたが家庭や学校、社会の中で感じている男女の役割や生活、生き方など、男女共同参画に関することについて何でも結構ですから、自由に記入してください。

アンケートはこれで終わりです。